

茨木市商工会議所事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、茨木商工会議所が行う市域における産業の総合的な発展に資する事業に対し、市が補助金を交付することにより、新産業の創出及び育成並びに既存産業の成長及び発展を促進し、もって市内産業の振興を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2 補助の対象となる事業は、当該年度において茨木商工会議所が行う次に掲げる事業とする。

(1) 地域産業の活性化に資する次に掲げる事業（第3及び第4において「地域産業活性化事業」という。）

ア 企業間における人材交流に資する事業

イ 企業人材の活力向上を支援する事業

ウ 企業の販路開拓を支援する事業

エ 新分野進出、新産業創出、新連携推進等を支援する事業

オ 企業の経理能力の向上及び事業承継の円滑化を専門的見地から支援する事業

カ 地域資源を活用し、市のにぎわい創出に資する事業

キ 広く企業に対して継続的に情報提供を行う事業

(2) 個人や企業に対し、創業、経営等に関する相談、指導及び助言を行う事業（次号に該当するものを除く。第3及び第4において「中小企業相談所事業」という。）

(3) 市が産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第113条第1項の規定により認定を受けた創業支援事業計画（以下この号において「創業支援事業計画」という。）に基づく創業支援事業のうち、市及び創業支援事業計画に位置付けられた創業支援事業者と連携して実施する事業（第3及び第4において「創業支援ネットワーク事業」という。）

（補助対象経費）

第3 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 地域産業活性化事業 人件費（報酬及び賃金に限る。）、報償金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料、原材料費、燃料費、保守費、図書購入費その

他事業実施に直接必要な経費で市長が特に認める経費

(2) 中小企業相談所事業 相談業務に従事する者の人件費

(3) 創業支援ネットワーク事業 人件費（当該事業に直接従事するために新規に雇い入れた者に対する給与及び賃金に限る。）、報償金、旅費、印刷製本費、広告料、委託料、使用料その他事業実施に直接必要な経費で市長が特に認める経費

（補助金額）

第4 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 地域産業活性化事業（第2第1号アからカまでに掲げる各事業） 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を合計した額

ア 補助対象経費の合計額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分がある場合にあっては、補助対象経費の合計額から当該控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額（第12において「仕入控除税額」という。）を控除した額。第4において同じ。）に2分の1を乗じて得た額

イ 総事業費から収入額を控除した額

(2) 地域産業活性化事業（第2第1号キに掲げる事業） 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 補助対象経費の合計額に5分の1を乗じて得た額

イ 総事業費から収入額を控除した額

(3) 中小企業相談所事業 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 補助対象経費の合計額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）に3分の1を乗じて得た額

イ 当該事業の総事業費から収入額を控除した額

(4) 創業支援ネットワーク事業 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

ア 補助対象経費の合計額から当該補助対象経費に係る収入額を控除した額

イ 総事業費から収入額を控除した額

（補助金の交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市商工会議所事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

（補助金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市商工会議所事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けた者は、茨木市商工会議所事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第8 市長は、第7の規定により補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは当該請求者に補助金を概算払により交付する。

（変更の申請等）

第9 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市商工会議所事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市商工会議所事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けた者は、第7に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けた者は、事業終了後、茨木市商工会議所事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市商工会議所事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出した者に通知する。

（補助金の精算等）

第12 第11の補助金確定通知書を受けた者は、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市商工会議所事業補助金精算追加分交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

2 第11の補助金確定通知書を受けた者は、仕入控除税額が生じたことにより補助金の額が減額される場合にあっては、当該減額される額に相当する額を返還しなければならない。

（立入検査）

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第14 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかねばならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第15 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（補助金の取消し等）

第16 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市商工会議所事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市商工会議所事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第15の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助

金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
名称
代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市商工会議所事業補助金交付申請書

茨木市商工会議所事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

様式第 2 号（第 6 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
名 称
代表者名

様

茨木市商工会議所事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市商工会議所事業補助金は、次の条件を付
けて、金 円（概算額）を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
名称
代表者名

印

茨木市商工会議所事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額（概算額） 円

様式第4号（第9関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
名称
代表者名 印

（自署の場合は押印不要）

茨木市商工会議所事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市商工会議所事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額（概算額） 円
- 5 変更後交付申請額（概算額） 円
- 6 差引増減額 円

様式第 5 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市商工会議所事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市商工会議
所事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- 1
- 交 付 決 定 額（概算額）円
変 更 増 減 額 円
変更交付決定額（概算額）円

2

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 6 号（第10関係）

年 月 日

（報告先） 茨木市長

所 在 地
名 称
代表者名

㊞

（自署の場合は押印不要）

茨木市商工会議所事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が
完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額（概算額） 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

様式第 7 号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
名 称
代表者名

様

茨木市商工会議所事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市商工会議所事業補助金実績報告書を審査の結果、
事業補助金を次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額（概算額） 円

2 補助金確定額 円

3 補助金差引額 円

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 8 号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地
名 称
代表者名

㊞

茨木市商工会議所事業補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金
精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額（概算額） 円
- 3 補助金確定額 円
- 4 精算追加分請求額 円